

平成 2 9 年度

包括外部監査の結果報告書
(概要)

—委託料に係る財務事務の執行について—

神戸市包括外部監査人

遠藤眞廣

目次

第 1	監査の概要	
I	監査の種類	1
II	選定した特定の事件（テーマ）	1
1	監査の対象	1
2	対象期間	1
3	選定理由等	1
III	監査の方法	
1	監査の視点等	2
2	監査の主な手続	2
3	監査対象機関・部署	3
IV	監査従事者	
1	包括外部監査人	4
2	包括外部監査人補助者	4
V	監査の実施期間	5
VI	利害関係	5
VII	金額単位等	
1	金額単位について	5
2	略語について	5
第 2	監査対象の概要	
I	委託料の概要	
1	委託料の範囲	6
2	一般会計等の委託料の執行状況	7
II	地方自治法の規定	8
III	委託料の神戸市の取扱い	
1	委託契約	8
IV	神戸市の契約の種類及び規程等	12
1	地方自治法と神戸市の随意契約比較	13
第 3	内部統制制度について	14
第 4	監査の結果	
I	委託契約の監査結果	14
II	個別の委託契約の監査結果	14

Ⅲ 指定管理料の監査結果

1	平成 22 年度包括外部監査の結果と措置状況	15
2	平成 28 年度の施設全体の指摘事項等	15
3	平成 28 年度の施設別の監査結果	17
4	指定管理者が共同事業体の場合の監査結果	17
5	直営の公の施設の監査結果	17

第1 監査の概要

I. 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号、以下「法」という。）第252条の37第1項及び神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月26日条例第41号）第2条に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

1、監査の対象

委託料に係る財務事務の執行について

2、対象期間

平成28年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度分以降についても監査対象にした。

3、選定理由等

平成27年度決算では5年連続で財源対策に依存することなく実質収支の黒字を確保するとともに、市債残高の削減及び公債費負担の軽減などにより健全化判断比率も着実に改善し、財政対応力を更に高めることができた。

一方、本市の歳入の基幹となる市税収入の伸び率は指定都市中19番目であり、税収構造は依然として脆弱なままである。また、財政力指数は指定都市平均を大きく下回り、地方交付税への依存度が高い状況が続いており、安定した財政基盤を築くまでには至っていない。

今後、少子化、超高齢社会が更に進展し、市税収入や地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加が見込めない中で、社会保障関係経費が確実に増大することから、何ら手立てを講じなければ毎年度収支不足額が発生し年々拡大していくことが予想される。

（委託料の現状）

本市の平成28年度の委託料で執行された額は一般会計で39,112百万円（一般会計の5.6%）、特別会計で14,277百万円（特別会計の2.0%）、合計53,390百万円（一般会計と特別会計の3.8%）に相当する。

テーマ選択の際に事前入手した資料によると、契約の方法で地方自治法の例外にあたる随意契約の多くが「委託料」に含まれることが判明している。例外規定であるがゆえに公平・公正を期した慎重な運用になっているかを確認

しなければならない。

また、指定管理制度の運用についても平成 18 年の制度移行から 10 数年を経過しており（途中、平成 22 年度に包括外部監査のテーマになっている）、その本来の成果が達成されているか検証されなければならない。

（テーマ選定理由）

以上により、「市民の生活に直結する事業に優先的に資源を集中し、最少の経費で最大の効果をあげる」という観点から、神戸市の行財政改革に貢献すると考えられる委託料を監査テーマとして選定した。

Ⅲ．監査の方法

1、監査の視点等

監査の視点等は、主に次のとおりである。

（委託契約、指定管理制度に共通）

- ①内部統制制度に不備はないか
- ②経済性、効率性及び有効性の観点から社会通念上著しく適切性を欠いていると判断されるものはないか。

（委託契約）

- ① 委託契約の内容及び範囲は明らかであるか
- ② 委託契約が法令、条例、規則、規程、要綱、通知等に適合し、行政責任が確保されているか
- ③ 当該委託契約で市民サービスの向上・確保が図られ、あるいは経済性が期待されるか

（指定管理制度）

- ① 制度の硬直化が進んでいないか
- ② 制度の不合理的な運用実態がないか
- ③ 指定管理制度の運用が法令、条例、規則、規程、要綱、通知、マニュアル等に適合し、行政責任が確保されているか
- ④ 指定管理制度導入で市民サービスの向上・確保が図られ、あるいは経済性が期待されるか
- ⑤ モニタリング時の指導は適切か
- ⑥ マニュアルの整備状況は適切か

2、監査の主な手続

会計課から平成28年度の第13節委託料で執行されたデータを入手し、所管

局に対して抽出したデータに関する調査を行った。

指定管理については、共同事業体が指定管理者である施設、長期間指定管理者が入れ替わっていない施設などに対して包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

① 調査対象とした関係書類等

(委託契約)

- 委託契約書、仕様書、決裁、委託審査委員会資料など
- (指定管理制度)
- 共同事業体協定書
- 指定管理者募集要綱 など

その他、必要と認められる書類等について調査した。

② 説明聴取（ヒアリング）

委託契約、指定管理制度ともに監査対象の所管部局から説明を聴取した。

3、監査対象機関・部署

(委託契約)

- 地方公営企業会計を除く全局が対象。

(指定管理制度)

- 以下の指定管理施設の指定管理者が対象。

海外移住と文化の交流センター

デザイン・クリエイティブセンター神戸

勤労市民センター

神戸文化ホール

しあわせの村

青少年会館

ものづくり工場

須磨海浜水族園

有馬温泉の館（金の湯・銀の湯）、有馬温泉観光交流センター

神戸国際会議場・神戸国際展示場

鷹取駅前自転車駐車場

西神南自転車駐車場

相楽園

北須磨文化センター

住吉公園・大和公園（テニスコート・駐車場）

市立西神中央駅前自転車駐車場
 震災メモリアルパーク
 中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル
 中突堤中央ターミナル
 ハーバーランド広場
 須磨ヨットハーバー
 神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス
 洞川教育キャンプ場
 東部在宅障害者福祉センター
 太閤の湯殿館
 農村環境改善センター
 自然環境活用センター
 水産会館
 離宮公園
 多聞集会所
 御影公会堂
 婦人会館

(直営の公の施設)

- ・ 市民参画推進局、保健福祉局、こども家庭局、経済観光局、建設局、みなと総局、教育委員会事務局が管理する公の施設が対象

IV. 監査従事者

1、 包括外部監査人

公 認 会 計 士 遠 藤 眞 廣

2、 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

(資格順・五十音順)

弁 護 士	村 上 公 一
公 認 会 計 士	安 達 誠 二
公 認 会 計 士	遠 藤 尚 秀
公 認 会 計 士	大 内 美 香
公 認 会 計 士	大 谷 泰 史
公 認 会 計 士	豊見里 隆 一

公 認 会 計 士	鳥 越 明
公 認 会 計 士	堀 裕 三
公 認 会 計 士	宮 田 勇 人
公 認 会 計 士	森 山 恭 太

V. 監査の実施期間

監査対象団体及び所管部局に対し、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 19 日までの期間にわたり、監査を実施した。

VI. 利害関係

神戸市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 28 第 3 項及び第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

VII. 金額単位等

1、金額単位について

金額については円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てており、また率その他については円単位数値を基に算出し表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2、略語について

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

関係法令・規則等		略 語
地方自治法	昭和 22 年法律第 67 号	自治法
地方自治法施行令	昭和 22 年政令第 16 号	施行令
神戸市契約規則		契約規則
契約事務手続規程		手続規程
委託事務の執行の適正化に関する要綱	昭和 56 年 1 月 14 日 市長決定	要綱
委託契約等に関する取扱いの変更について（通知）	平成 25 年 12 月 26 日 行財政局財政部契約監理課長	25 年 通知
見積合せ事務処理の手引	平成 25 年通知の関連資料	手引

なお、引用文章、アンケート回答、監査の指摘事項、監査の意見の記載箇所では、略語を用いていない。

第2 監査対象の概要

I. 委託料の概要

1. 委託料の範囲

本稿のテーマである「委託料」とは第13節委託料で執行されているものであり、その範囲は次のとおりである。

種別	定義等	例示	契約手続き等に関する制度所管課	契約事務等担当課
私法上の契約（委託契約）	私人と同じ立場で行う契約	情報システムの運用保守	行財政局 契約監理課	各局室区
公法上の契約	法令に根拠がある契約で、公益を実現するための契約	包括外部監査契約	（ない）	各局室区
処分	法令に根拠があり、法令上の規定により、処分と解されるもの	指定管理料	（指定管理者制度について） 行財政局 行政経営課	各局室区

第13節で執行されている「私法上の契約」は、神戸市では「委託契約」として分類されている。

「委託契約」の定義（要綱第2条）は「本市がその事務事業の処理を受託者に委ねるもので、副市長以下専決規程、事業所長専決規程その他の訓令に規定する請負又は調達により処理できないもの」とされている。

2、一般会計等の委託料の執行状況

単位：千円

平成28年度 委託料	データ 件数 (件)	合計	%	会計区分				特別会計のうち、主な もの
				一般会計	%	特別会計	%	
市長室	272	270,969	0.5%	270,969	0.7%			
危機管理室	64	156,664	0.3%	156,664	0.4%			
会計室	6	26,899	0.1%	26,899	0.1%			
企画調整局	418	1,696,175	3.2%	1,604,256	4.1%	91,919	0.6%	
行財政局	489	2,404,351	4.5%	2,398,519	6.1%	5,832	0.0%	
市民参画推進局	395	2,174,637	4.1%	1,921,085	4.9%	253,551	1.8%	勤労者福祉共済事業費
保健福祉局	3,596	16,720,303	31.3%	10,534,794	26.9%	6,185,509	43.3%	介護保険事業費 国民健康保険事業費
こども家庭局	1,632	5,128,980	9.6%	5,128,980	13.1%			
環境局	297	1,592,479	3.0%	1,592,479	4.1%			
経済観光局	470	2,806,717	5.3%	1,942,479	5.0%	864,237	6.1%	市場事業費
建設局	814	5,223,978	9.8%	4,762,011	12.2%	461,966	3.2%	駐車場事業費
住宅都市局	684	7,282,235	13.6%	1,144,709	2.9%	6,137,525	43.0%	市営住宅事業費
みなと総局	78	529,468	1.0%	252,341	0.6%	277,126	1.9%	空港整備事業費
9区	1,012	523,328	1.0%	523,041	1.3%	287	0.0%	
消防局	115	358,618	0.7%	358,618	0.9%			
教育委員会事務局	1,166	6,377,816	11.9%	6,377,816	16.3%			
選挙管理委員会事務局	14	78,734	0.1%	78,734	0.2%			
人事委員会事務局	31	12,663	0.0%	12,663	0.0%			
監査事務局	2	18,110	0.0%	18,110	0.0%			
農業委員会事務局	3	1,286	0.0%	1,286	0.0%			
市会事務局	32	6,152	0.0%	6,152	0.0%			
	11,590	53,390,571	100%	39,112,614	100%	14,277,956	100%	

データ件数とは執行命令件数であり、例えば一つの委託契約で毎月支払いの場合は12データとして計算されている。

なお、監査対象とした上記の表は当初の支出命令の集計であり、後の振替等は反映していない。

(振替等の反映後の資料)

単位：千円

振替前第13節委託料	53,390,571
振替元歳計支出	△ 1,300,358
振替先歳計支出	1,766,356
戻入	△ 419,438
歳入歳出決算審査資料、別表5	53,437,132
歳出決算節別集計(年度別)	

委託料の局別合計では保健福祉局、住宅都市局、教育委員会事務局の順で多額であり、保健福祉局は特別会計の介護保険・国民健康保険事業費が、住宅都市局は同じく特別会計の市営住宅事業費が多額であることによる。

監査対象で抽出しなかった局は委託契約がない又は極端に少額であるところの会計室、区、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、市会事務局であり、その他の対象にした局室のカバー率は委託料合計 533 億円の98.9%になる。

Ⅱ．地方自治法の規定

契約の方法については、自治法第234条第1項に、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められている。また同条第2項において、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされ、一般競争入札が原則、それ以外の契約方法は例外的・限定的な取扱いとなっている。

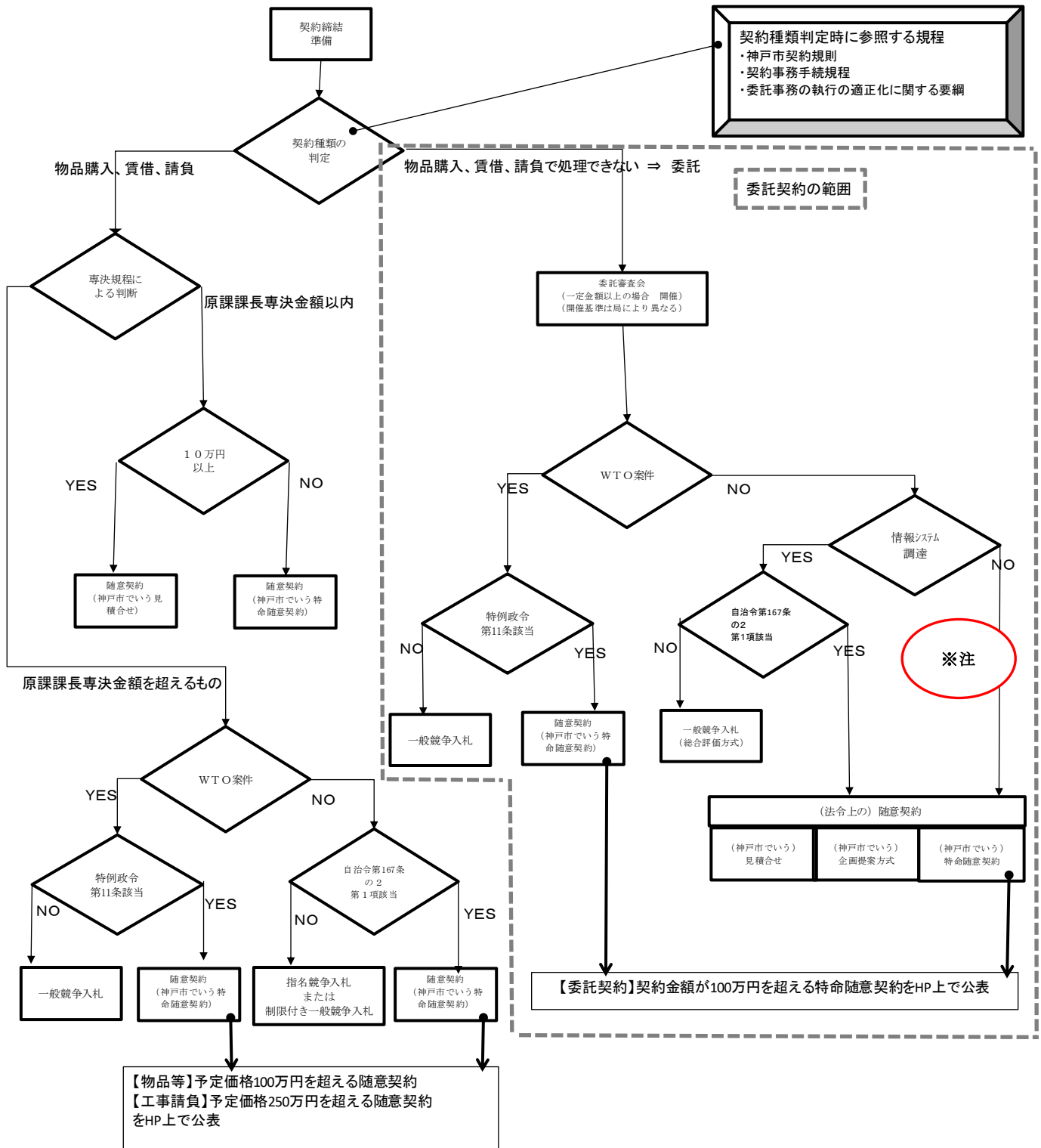
Ⅲ．委託料の神戸市の取扱い

1、委託契約

①定義

神戸市の委託契約は「本市がその事務事業の処理を受託者に委ねるもので、副市長以下専決規程（昭和33年8月訓令甲第5号）、事業所長専決規程（昭和33年8月訓令甲第7号）その他の訓令に規定する請負又は調達により処理できないもの（自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定並びに同法第153条第1項の規定による委任及び当該委任をしなければ補助機関である職員が執行できない事務に係る委任を除く。）をいう。」とされている（要綱）。

②委託契約業務の流れ



特徴的なのは「契約種類の判定」である。ここが契約種類判定の最初の関門である。以後左端の流れが神戸市では「経理契約」と称され、行財政局契約監理課の扱いとなり、右側の流れが委託契約となり各原課で処理されることになる（以後、「原課ライン」）。

図中の**※注**は、原課ラインに乗れば随意契約可能という判断が多くなされる中で、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施している契約事例もあることを表す。すなわち、**※注**の段階でも自治法の原則である競争入札が可能であるかの判定が未だ残っていることになる。この段階で原課が判断に迷う場合は契約監理課に相談する場合もある。

契約の種類の判定では予定価格の金額は問題にならない。唯一、契約の性質だけで判定される。

委託契約の性質を理解するうえでの要綱は次のとおりである。

(1) 委託事務の執行の適正化に関する要綱（昭和56年1月14日、市長決定）

前述の委託契約の定義は要綱第2条にあり、続いて要綱第4条以下で委託契約の類型、類型別基準、留意点が示されている。

分類	内容	留意点
第1類型 ・ 市の有する知識、技術だけでは目的を達成できないもの ・ 委託する目的どおりの成果が期待できるもの	調査、研究、相談業務、診断、研修、映画製作、編集、レイアウト、その他専門的な情報、知識又は技術を活用するもの	事務事業の目的及び方針を明確にし、受託者に伝えるとともに、できる限り受託者との共同体制をとり、職員に専門的知識及び技術の蓄積を図ること。
第2類型 ・ 行政責任を確保し、市民サービスが低下しないもの ・ 経済的かつ効率的に処理されるもの ・ 確実な処理が期待できるもの	電子計算機処理、料金徴収、施設管理、設計及び監理その他規模の利益等が期待されるものについて専門的技術を活用するもの	事務事業の仕様をできるだけ明確にし、処理の確実性を確保すること。

第3類型 ・ 市民意識又は地域連携の高揚に役立つもの ・ 適切な受託者があるもの	市民文化事業，市民スポーツ事業，市民生活施設等の運営，市民情報の提供，地域行事の開催等市民生活に密着し連携を深める事業，地域福祉活動その他市民ニーズへのきめ細かな対応と市民意識の高揚を目指すもの	公平な市民サービスの確保に努めること。
--	---	---------------------

「委託契約 記載例及び解説」（平成28年6月行財政局財務部契約監理課）によると、請負は仕事の完成が目的であり、仕事の内容が仕様書で具体的かつ明確に定められている必要がある。一方、委託は事務の処理を受託者に委ねるので、仕事の内容のすべてを具体的・一義的に定め、価格のみの競争入札が実施できるような仕様書を作成することは難しいとしている。

ただ神戸市においては、競争性、客観性及び公平性の確保の観点から、仕様の定め方により、価格のみによる競争が可能となるものについては「その他請負契約」として処理する。なお、この取り扱いの実施後の状況を踏まえ、専決規程等の見直しや契約に関する事務分担の変更などについて検討する予定としている（25年通知）。

「その他請負契約」は契約事務手続規程（昭和39年5月25日、訓令甲第6号）第13条に次のように定めている。

- | |
|--|
| (1) 運送
(2) 物品及び機械設備の修理
(3) 測量及び地質調査
(4) 洗濯，樹木せんてい，草刈り及び清掃
(5) 前各号に掲げるもののほか，請負の目的，方法，程度等が具体的かつ一義的に明示される契約 |
|--|

具体的な例示として、庁舎清掃，警備，路面側溝清掃，害虫駆除，廃棄物収集運搬，樹木管理，機械補修，設備保守 等が挙げられている（所管課解説資料）。

IV. 神戸市の契約の種類及び規程等

契約の方法は神戸市契約規則（昭和39年3月31日、規則第120号）で、一般競争入札（第3条）、指名競争入札（第15条）、随意契約（第25条の2）が規定されている。

契約規則第 25 条の 2 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。

契約の種類	額
(1) 工事又は製造の請負	250 万円
(2) 財産の買入れ	160 万円
(3) 物件の借入れ	80 万円
(4) 財産の売払い	50 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円

少額随意契約である委託契約は（6）に該当するので予定価格100万円以下が契約規則で認められる金額基準になる。

（契約規則 第26条）

随意契約によろうとする場合は、なるべく2 人以上の者から見積書を徴しなければならない。

上記のように、契約規則では随意契約時の見積書聴収について規定しており、さらに25年通知は別紙で随意契約の種類として以下を例示している。

➤ 特命随意契約

契約の性質又は目的によっては、最初から相手方を特定して随意契約の手続きを進める方法。

➤ 見積合せ

契約の相手方になりうる者が複数ある場合の相手方選定方法。

予定価格が100万円を超える場合は、施行令の随意契約の要件に該当し見積合せによらざるを得ない場合は、手引により行うよう努める。

ここで注意すべきは、要綱及び25年通知の別紙2、手引でいう見積合せは「競争見積合せ」¹である。

¹ 手引では予定価格の決定、指名業者選定要件、指名業者数（5人）、指名通知、仕様書交付、開札などが競争入札に準じて厳密に記載されている。

➤ 企画提案方式（企画コンペ方式）

契約の性質又は目的が競争入札に適しないものについて、企画提案方式を採用することができる。採用する場合は、総合評価競争入札に準じた、透明性、客観性の確保に配慮する。

1. 概要

公募等により提案を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って優先順位を特定した後、最優先順位の事業者との間で契約する「随意契約」である。これは、特命随意契約の相手方を、契約手続きの事前段階で選定する方式であるとみることができる。

2. 条件

施行令第167条の2第1項に規定される随意契約の要件を満たす場合に採用することができる。

3. 問題点

提案内容が優秀で、これが評価され選定されて契約したにもかかわらず、提案内容の解釈に差異があるなど適正履行の確保に疑問が残ることがあり、あくまでも例外的な手法として特にその必要性がある案件に限って活用することが望ましい。

1、地方自治法と神戸市の随意契約比較

地方自治法	神戸市
随意契約	特命随意契約
	見積合せ
	企画提案方式（企画コンペ方式）

自治法の随意契約は神戸市でいう特命随意契約のことである。したがって、神戸市で頻繁に実施されている見積合せ及び企画提案方式は自治法に定められた方法ではない。

見積合せ及び企画提案方式は、競争入札と比べ手続きが簡略で経費の負担が少なくすみ、しかも、契約の目的、内容、に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所¹があるところから自治法の随意契約の枠組みの中で行政の裁量権の範囲内で採用されているものである。

¹ 反対に短所は、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に流されるなど公正を妨げるおそれがあることである。

第3 内部統制制度について

「神戸市行財政改革2020 2-1 自律的、持続的に改革・改善が進む行政経営システムの再構築」においても、国における自治体の内部統制制度の制度化を踏まえ、コンプライアンスの徹底や業務の有効性・効率性の向上などの内部統制環境の整備を予定している。したがって、委託契約および指定管理制度の活用についても、適正かつ強固な内部統制制度が整備・運用されることが、今後必須となる。

第4 監査の結果

I. 委託契約の監査結果

包括外部監査の手法

今回の委託契約の監査は、請負・委託の契約内容判定に金額が影響しないため、金額基準を設けず、件名及び事業名を手掛かりに無作為抽出を行っている。

委託契約全体の指摘事項等

(別紙) 指摘事項1、意見1～6 を参照

II. 個別の委託契約の監査結果

指摘事項等の類型別・室局別の集計は以下のとおりである。

局室	指摘事項等の類型 該当件数													
	I		II		III		IV		V		VI		合計	
	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見
企画調整局							3						3	0
行財政局					2			1				1	2	2
市民参画推進局	1		1		1								3	0
保健福祉局			2		1		2	3	3				8	3
こども家庭局							1		1				2	0
環境局	1						1						2	0
経済観光局			2										2	0
建設局			2		1		1	4		1			4	5
住宅都市局					2								2	0
みなと総局					1	1				1			1	2
消防局								1		1			0	2
教育委員会事務局			2				7	4	2				11	4
合計	2	0	9	0	8	1	15	13	6	3	0	1	40	18
総計		2		9		9		28		9		1		58

一契約につき複数の指摘事項等があり、合計及び総計は契約数と一致しない。

用語解説

類型	個別の委託契約の問題点の整理に使用する。 (ローマ数字の大文字) I. 委託契約の内容が公共性等の観点から問題があるもの 委託理由の合理性。 地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることのほうが効率的であるもの、すなわち、特殊の技術又は特殊な設備等を必要とする、あるいは高度の専門的な知識を必要とする事務事業、調査、研究といったもの。 II. 委託契約ではなく、経理契約（その他請負）等であるもの III. 委託契約の業者選定方法に問題があるもの IV. 委託契約の手続きに問題があるもの V. 神戸市ホームページに公表されていない、又は公表内容に虚偽または錯誤があるもの VI. その他
-----------	--

(別紙) 指摘事項 2 ～ 4 1、意見 7 ～ 2 4 を参照

Ⅲ. 指定管理料の監査結果

1、平成 22 年度包括外部監査の結果と措置状況

平成 22 年度包括外部監査の指定管理に関する指摘事項については、すべて措置されている。

2、平成 28 年度の施設全体の指摘事項等

(1) 包括外部監査の手法

当包括外部監査では指定管理者制度の導入趣旨や目的に照らし、事業者の選定・運営管理・モニタリング等の各段階において制度の硬直的・形式的な運用や不合理な運用実態がないか、といった比較的大きな視点で監査を実施した。また共同事業体が指定管理者となることも多く、それにより特有の問題が発生していないか、という従来とは違った視点でも検証を進めた。

第一段階

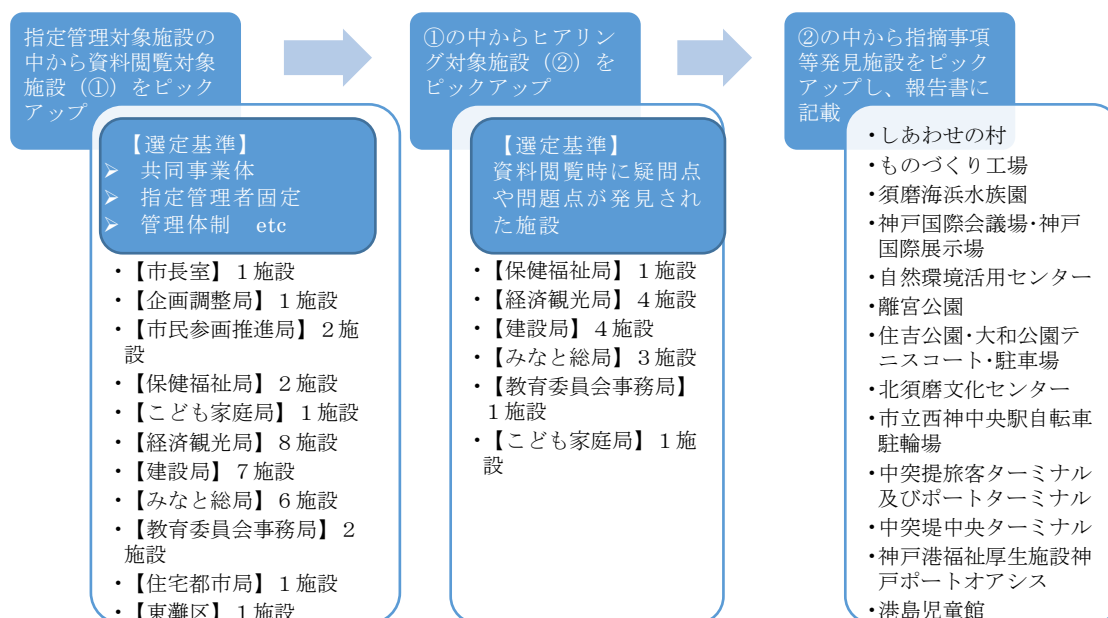
神戸市の指定管理制度導入施設リストから

- 共同事業体が指定管理者となっている施設
- 長期間指定管理者が入れ替わっていない施設
- 指定管理者の組織・管理体制が整っていないと思われる施設

等の基準により施設をピックアップし、所管課から関連資料を取り寄せて閲覧した。

第二段階

第一段階で選定した施設の中から問題点や疑問点のあったものを抜き出し、所管課にヒアリングを実施した。



(共同事業体が指定管理者となっている施設の監査手法)

平成 28 年度の施設別の監査結果で対象とした各施設の中から共同事業体が指定管理者となっている施設を 2 つサンプルとして抜き出し、当該共同事業体の代表団体または当該施設に往査して以下のポイントについて監査を実施した。

- 運営委員会の実施状況
- 職務分担・事業計画の履行状況
- 現預金の管理状況
- 利用料収入の入金・記帳状況

- 収支計算書の作成状況
- 間接費の配賦基準の妥当性
- 自主事業との区分の妥当性
- 固定資産、備品の管理の適切性

往査の対象とした施設、往査場所及び往査日数（人日）は下記のとおりである。

【往 査 対 象 施 設】	【往査場所】	【往査日数】
しあわせの村	（公財）こうべ市民福祉振興協会	5.5 人日
離宮公園	（公）神戸市公園緑化協会、離宮公園	2 人日

指定管理全体の指摘事項等

（別紙）指摘事項 4 2、意見 2 5～2 8 を参照

3、平成 28 年度の施設別の監査結果

（別紙）指摘事項 4 3～4 5、意見 2 9～4 1 を参照

4、指定管理者が共同事業体の場合の監査結果

（別紙）指摘事項 4 6～4 8、意見 4 2～4 3 を参照

5、直営の公の施設の監査結果

（別紙）指摘事項 4 9 を参照

以上